

健康増進アプリ導入・運用保守業務委託実施要領

1. 事業の目的

摂津市では、まちごと元気！健康せつつ21（第3次摂津市健康増進計画）（以下、「計画」という。）の基本理念である「みんなで支え合い、まちごと元気に健康でこころ豊かに生活できる活力のあるまちの実現」の推進を図るための一つの施策として、スマートフォン用の健康増進アプリ（以下「アプリ」という。）を導入し、デジタル技術を活用した健康づくりの取組を推進する。アプリを活用することで、計画の基本方針4 自然に健康になれる環境づくりの健康増進のための環境づくりを推進し、健康無関心層の行動変容の促進、楽しみながら継続的に日々の健康づくりに取り組む市民が増加することを目的としています。

2. 業務概要

(1) 件名

健康増進アプリ導入・運用保守業務委託

(2) 業務内容

健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

- 1 初期構築作業：契約締結日から令和8年6月30日まで
- 2 アプリ提供：令和8年7月1日から令和11年3月31日まで

(4) 提案上限額

25,240,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国または地方公共団体等においてアプリ運用業務の受託実績があること。また、提供するアプリについて稼働実績があり、アプリレビューが投稿されていること。
- (4) 所得税又は法人税、市・府（県）民税又は法人市・府（県）民税、（地方）消費税・固定資産税等をいずれも滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。

4. 実施スケジュール

内容	期間等
公募要領の公表	令和8年3月16日(月)
質問書提出締切日	令和8年3月23日(月)
質問の回答	令和8年3月27日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年3月30日(月)
企画提案書等提出期限	令和8年4月8日(水)
書類審査結果通知 (提案者が4者以上の場合)	令和8年4月13日(月)
プレゼンテーション実施日	令和8年4月16日(木) 予定
審査結果の通知	令和8年4月下旬予定

5. 質疑応答

(1) 受付方法

様式3「質問書」にて質問内容を記載の上、電子メールにより提出してください。件名を「健康増進アプリ導入・運用保守業務委託 質問書【事業者名】」としてください。

(2) 受付先

摂津市 保健福祉課 健康推進係
E-Mail : hoken-fukushi@city.settsu.osaka.jp

(3) 受付期限

令和8年3月23日(月) 午後5時まで

(4) 回答方法

提出された質問書については、令和8年3月27日(金)を目途に摂津市ホームページにおいて回答します。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

様式1 参加表明書

(2) 提出方法

代表者印を押印した参加表明書（スキャン）を(3)提出先に記載のメールアドレスに送付すること。

(3) 提出先

摂津市保健福祉課メールアドレス
hoken-fukushi@city.settsu.osaka.jp

(4) 提出期限

令和8年3月30日（月） 午後5時まで
※メール受信時間が午後5時を超えた場合は無効とします。

(5) 備考

メールによって提出した参加表明書の原本は、企画提案書等の提出と合わせて提出すること。

なお、企画提案書等を提出しない場合であっても、企画提案書等の提出先に令和8年4月8日（水）までに郵送または持参すること。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（別紙1「提出書類一覧」のとおり）

- 1 会社概要（任意様式）
- 2 法人にかかる関係書類（写し可）
- 3 見積書（消費税及び地方消費税額を含む）
- 4 機能要件確認一覧（様式2）
- 5 提案書

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出方法

郵送または持参

郵送の場合は書留郵便とし、表面に「健康増進アプリ導入・運用保守業務委託応募資料在中」と記載

(4) 提出先

〒566-8555
摂津市三島一丁目1-1
摂津市役所 保健福祉部 保健福祉課

(5) 提出期限

令和8年4月8日（水） 午後5時必着

8. 受託候補者の選定手順

健康増進アプリ導入・運用保守業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という）において、企画提案書等の提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる提案者を選定します。

ただし、審査委員会で審査をした結果、合計点が満点の60%未満となった提案者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 書類審査の実施

1 書類審査

提案者が4者以上となった場合、提出された企画提案書等に対し、審査委員会で書類審査を実施し、書類審査通過者（書類審査配点合計の60%以上を取得した提案者のうち上位3者）を選定します。

2 書類審査の結果

書類審査の結果は、令和8年4月13日（月）までに通知します。

※ 提案者が3者以下の場合は、書類審査は実施せず、プレゼンテーションの実施日時等について、同日までに通知します。

(2) プレゼンテーションの実施

1 概要

自ら提案する内容に沿って提案内容のプレゼンテーションを行い、審査委員等からヒアリングを受けるものとします。提案内容のプレゼンテーションは、提案者が1者であっても実施し、選定の可否を決定します。

2 実施日時及び場所

○日時 令和8年4月16日（木）※予定

○会場 摂津市役所内会議室 ※予定

※時間及び場所等の詳細については、対象者に別途通知します。

3 1者当たりの所要時間

1者当たりの所要時間は55分以内とします。

（目安）準備5分、提案者による説明（30分以内）

審査委員からのヒアリング（15分以内）、撤収5分

4 出席者及び人数

出席者は本業務に直接関わる者とし、説明は本業務を受託した際の業務責任者及び業務担当者が行うこと。出席人数は業務責任者を含め5名以内とします。

5 その他留意事項

ア. プレゼンテーションは提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案及び資料の追加や差替えは認めません。

イ. プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なスクリーン及びプロジェクター・HDMIケーブル等は本市で準備します。

※あらかじめ必要な機材を報告すること。

ウ. プレゼンテーションは評価基準表の各評価項目の評価の確認等のために実施するものとし、プレゼンテーションそのものは評価の対象としません。

9. 審査・評価

(1) 審査及び評価の方法

本プロポーザルの審査・評価は、別紙2「評価基準表」の項目に基づき、審査委員が審査し、全ての評価項目を点数化します。審査委員の評価点数の合計点（以下、「合計点」という。）が最も高い者を受託候補者とします。

(2) 受託候補者の選定

全ての評価項目の合計点が、最も高い者を受託候補者とします。

最も高い者が複数あるときは、該当者のうち、「アプリの効果」の合計点が高い提案者を上位とします。また、「アプリの効果」の合計点が高い者が複数あるときは、評価項目「利用促進」の合計点が高い提案者を上位とし、評価項目「利用促進」の合計点も同じ提案者が複数あるときは、評価項目「価格」の合計点が高い提案者を上位とし、評価項目「価格」の合計点も同じ提案者が複数あるときは、くじ引きにより上位者を決定します。なお、受託候補者の選定後に不測の事態等が生じた場合は、次点者を受託候補者に繰り上げることとします。

※合計点が満点の60%未満となった提案者は、受託候補者としません。

(3) 失格事項等

次に掲げる失格事項等に該当するものがある提案及び提案者は評価の対象外とし、評価を行いません。

- 1 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- 2 参加資格要件を欠く場合
- 3 見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合
- 4 提案書等の部数が不足する場合
- 5 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- 6 参加表明書、実施要領及び提案書提出要件等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- 7 その他実施要領の規定に違反した場合

(4) 結果の公表

審査終了後、結果については選定から1週間以内に、受託候補者に文書等で通知します。なお、審査結果は市のホームページにて公表し、審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けません。

10. 本契約

受託候補者の選定をもって提案書に記載された全内容を承認するものではなく、受託候補者は、本市が示した仕様書に記載している内容に加え、提案内容、審査

時の説明及び質疑回答した内容、具体的な実施手法等を記載する等して業務委託仕様を明確化した仕様書を作成し、本市の承認を得るものとします。

本市と受託候補者は、本市が承認した仕様書の内容に基づいて契約を締結することとし、業務の一部再委託については、本市が承認した場合に限り、認められるものとします。

なお、受託候補者は、明確化した仕様書の内容に本市の承認が得られなかった場合、受託候補者としての資格を失い、次点者を受託候補者として繰り上げることとします。

11. その他

その他、留意事項は以下のとおり。

- ア. 提案書類提出等にかかる経費（交通費等を含む。）や、プレゼンテーションへの参加にかかる経費など、本プロポーザルへの参加に要する経費は全て提案者の負担とします。
- イ. 提出書類は返却しません。
- ウ. 本市は企画提案書の審査・評価の際に提出書類の複製を作成する場合があります。
- エ. 提出された企画提案書等については、摂津市情報公開条例（平成5年3月31日条例第5号）の規定に基づき公開されることがあります。
- オ. 本業務の契約は別途調製する契約書をもって行います。
- カ. Eメール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）について、本市はいかなる責任も負いません。
- キ. 企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対して、入札参加停止等の措置を行うことがあります。（摂津市入札参加停止要綱第3条関係）
- ク. 契約締結後であっても、本件事業において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、または契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合があります。
- ケ. 本件における本市の令和8年度予算が議会において否決された場合、当該予算に基づく本プロポーザルを含むすべての手続きが無効となりますが、本市には、これに伴う一切の義務や責任は生じません。
- コ. やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合があります。その場合においても、応募に係わる全ての経費は本市に請求することはできません